

平成 29 (2017) 年度
大規模自然災害等により被災した
東京音楽大学への入学手続き者・入学者に対する特別措置について

大規模自然災害（東日本大震災、福島第一原子力発電所事故、熊本地震など）により被害に遭われた皆様方に対して、心よりお見舞い申し上げます。

東京音楽大学では、大規模自然災害により被災した平成 29 (2017) 年度の本学入学手続き者・入学者に対して、経済的支援を図るため、被災の状況に応じて、本学が定める基準で審査を行い、入学金及び授業料等学生納付金の減免を行います。

記

①対象者

平成 29 (2017) 年度入学手続き者及び入学者のうち大規模自然災害に被災された方。被災状況の区分は以下の通り

区分	被災状況
A	保護者（主たる家計支持者）の死亡
B	家屋の全壊相当
C	家屋の半壊相当
D	福島第一原子力発電所の事故により、本人又は保護者（主たる家計支持者）の居住地が警戒区域又は計画的避難区域に指定された者

※この特別措置による授業料の減免は、原則として当該年度のみ適用とします。

※授業料以外の学生納付金（施設拡充費・施設維持費）及び諸費用（後援会費等）は徴収します。

※詳細はお問い合わせください。

②申請方法

特別措置の申請を希望する方は、以下の必要書類を入学手続き期間内に他の入学手続き書類とともに本学に提出してください。なお、審査が終了するまでは入学金及び授業料等学生納付金を納入する必要はありません。

1) 減免申請書（本大学様式）

2) A：死亡診断書 B・C：罹災証明書 D：被災証明書（コピー可）

※万一書類が整わない場合は、下記の間合せ先までご相談ください。

③特別措置の適用等について

本学での審査の結果は文書にて通知いたします。なお被災の程度によっては特別措置を受けられない場合があります。

以上

【問合せ先】東京音楽大学 財務課

月曜日～土曜日 9：00～17：00 03-3982-2040 (Tel)